業務用移動通信システム作業班設置要綱

平成 11 年 5 月 27 日　第 25 回規格会議決定
平成 15 年 10 月 16 日　第 51 回規格会議改正
平成 16 年 5 月 25 日　第 53 回規格会議改正

1　設置

規格会議運営規則（以下「細則」という。）第１８条の規定に基づき、400MHz 帯等の周波数を使用する狭帯域デジタル通信方式等の業務用移動通信システムに関する標準規格の維持改訂及び関連する事項の検討を行うため、業務用移動通信システム作業班（以下「作業班」という。）を設置する。

2　審議事項

作業班は、次の事項について審議するものとする。

一　「狭帯域デジタル通信方式（TDMA）標準規格（RCR STD-39）」、「狭帯域デジタル通信方式（SCPC/FDMA）標準規格（ARIB STD-T61）」、「実数零点単側波帯変調方式標準規格（ARIB STD-T62）」、「都道府県・市町村デジタル移動通信システム標準規格（ARIB STD-T79）」、「市町村デジタル移動通信システム TYPE2 標準規格（ARIB STD-T80）」及び「空港内デジタル移動通信システム標準規格（ARIB STD-T87）」に関する改定等の原案の作成。

二　業務用移動通信システムに関して、前号に関連する標準規格の原案の作成。

3　構成

一　作業班は、細則第１９条の規定に基づき構成する。

二　作業班には、細則第２０条の規定に基づき主任及び副主任を置く。

4　設置期間

作業班は、別に規格会議が定める日までの間設置する。

5　委任

作業班に関する必要なその他の事項は、作業班において別に定める。